

助産師教育研修研究センター運営委員会規程

(目的)

第1条 助産師教育研修研究センター（以下「センター」という。）設置規程第5条の規定に基づき、助産師教育研修研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、センターの目的達成に向けて事業を運営する。

(委員会組織)

第2条 委員会は、センター長、センター業務担当理事、庶務担当理事を委員とし、他に理事会が推薦及び承認する委員を含め10名以内の委員をもって組織する。

(委員長)

第3条 センター長を委員会の委員長とし、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を理事会が推薦及び承認し、補充する。

3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会はセンター長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立し、その過半数で決議する。

3 センター長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、要求があった日より4週間以内に委員会を招集しなければならない。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 助産師教育に関わる教員を対象とした研修

(2) 助産師教育に関わる臨床指導者を対象とした研修

(3) 研究機関に属さない助産教員及び助産臨床指導者のための助産研究能力向上のための研修

(4) その他理事会が必要と認めたもの

附則

この規程は、平成25年6月13日から施行する。

この規程は、平成25年7月21日から施行する。

この規程は、令和3年4月24日施行する。